

大名の離婚をめぐる

——岡山藩池田継政の場合——

大森映子

はじめに

江戸時代、大名の婚姻が幕府の承認・許可を前提とするものであったことは、幕初の「武家諸法度」段階からすでに成文化されている。⁽¹⁾これは婚姻を媒介とした大名同士の結合を規制する政策であり、幕府の許可を得ない大名の私婚は江戸時代を通じて禁止されていた。つまり婚姻の成立は、幕府が正式に承認した大名家同士の縁戚関係であって、婚姻政策は家格による大名家の序列化、身分秩序の維持の問題とも密接に結び付いたものであった。その意味では大名の離婚は、婚姻によって成立させた公的・政治的関係の解消であり、場合によっては政治問題に発展しかねない要素を自ずから内包していたのである。

大名の離婚例は、武家の事例の中でもその比率は低い。⁽²⁾しかし大名の婚姻・離婚がもつ政治的な側面に注目するならば、それが藩政上、あるいは幕府との関係にいかなる影響をもたらさしうるものであったかを解明することは、大名家に

おける縁戚の意味、家格の問題、ひいては大名の「家」のあり方を見通す手がかりとして重要であると言えよう。

小稿ではこのような視点を念頭におきつつ、まずその糸口として元文二年（一七三七）の岡山藩主池田継政の離縁事例を取り上げてみたい。継政は、正徳三年（一七一三）に奥州仙台藩伊達吉村の女和子と縁約、享保七年（一七二二）には婚儀を執り行って正式に和子を池田家の藩邸に迎え入れ、嫡子宗政を儲けながら、元文二年に離別するに至った。⁽³⁾池田家文庫史料の中には離縁関係の史料がいくつか残されているが、⁽⁴⁾ここではその分析を通して離縁そのものをめぐる幕府と藩の認識を追うとともに、その後の藩政、あるいは幕藩間の諸問題の中でこの件がどのように意識されていくのかを検証していくこととする。

一 離縁の届出と幕府の対応

大名の結婚（縁約）・離婚は、幕府への届出をもって成立する。元文二年（一七三七）十月五日、池田継政は正室和子を実家である仙台藩伊達家に送りかえすとともに離縁を通告し、あわせて同日、幕府に対してこの件を届け出た。この日、岡山藩の依頼を受けた一族の池田政倫（幕府旗本、中奥番士）は、老中松平乗邑の下に赴き、次のような書付を提出している。⁽⁵⁾

私妻儀、致離縁、今日松平陸奥守（伊達吉村）方江差戻シ候、就右、陸奥守父子江私父子共致義絶候、右御届申達候、且又此已後、利根姫君様御守殿江私父子共奉伺御機嫌候儀等、奉憚相止申候、以上

（傍点及び括弧内筆者、以下同様）

史料中の利根姫とは、享保二十年（一七三五）に伊達吉村の嫡子宗村に嫁いだ將軍吉宗の養女（実は紀州藩主徳川宗直の

(表) 継政離婚をめぐる幕府審問の経緯 (元文2年)

4月	池田継政、病気を理由に帰国免除願。大崎屋敷にて養生
10.5	離縁につき、幕府への届出書作成 幕府老中松平乗邑へ届書提出 (使者：池田政倫) 伊達家へ通告 (使者：牧野成熙、池田政相) →伊達吉村より離縁について問い合わせ →家老より一応の返答 離縁の件を老中本多忠良、若年寄西尾忠尚へ報告 (使者：岡山藩江戸留守居役 大久保岡右衛門)
10.11	若年寄本多忠統より、牧野成熙・池田政相呼出 →伊達家への事前協議の有無などにつき尋問 側衆加納久通より、本多忠良・西尾忠尚へ問い合わせ →岡山藩からの事前相談の有無について確認
10.12	老中本多忠良から、鴨方藩主池田政倚への尋問に対する示唆
10.13	本多忠良より、池田政倚呼出 →岡山本家からの事前相談の有無について確認
10.16	使者を勤めた三名の呼出 →若年寄より、使者としての不行届きの件申渡 本多忠良より、池田継政の「差扣伺い」提出を示唆
10.17	池田継政、老中松平乗邑へ差扣伺い提出 (使者：京極高本)
10.18	松平乗邑より、差扣無用の返答 (使者：京極高本) 西尾忠尚より、離縁理由の問い合わせ →内々に理由言上 (大久保岡右衛門) →老中らへその理由を申し入れるようにとの指示あり 岡山藩より、本多忠良・側衆小笠原政登・加納久通へ言上 離縁理由について内々に報告 (大久保岡右衛門)

方は厳しく、伊達家側からの風聞として江戸城中に伝えられた内容は、痛烈極まりないものであった。

大炊頭(池田継政)常々至極不行跡、刺如乱心罷成居申、殊当夏大崎之下屋敷江引込罷在、上方大分之女引寄、下

女)のことである。つまりこの時点で継政は、伊達家と義絶したのみならず、利根姫への挨拶の遠慮をも申し出たのであった。しかし、一方の当事者である伊達家への通告が、あらかじめ何の相談もなままに幕府への届出と同時に一方的かつ唐突になされたことは、この件に手続き上の問題のみならず、感情的な問題までも呼び込み、その後の展開を深刻化させている。ことに伊達家の受け止め

屋敷を悪所同然ニいたし、氣随之余り河原色町之乞食女迄召抱候類、誠数限りも無之、法外之儀共絶言語候、依之奥方亦再応及異見候得者不和ニ罷成候、然処大炊頭事絶言語候不行跡乱心之様ニ罷成居申候故、家老共ハ大炊頭を飽果幸大崎屋敷ニ直ニ押込、茂重郎(宗政)ニ者致毒飼、大炊頭弟(池田政純)を立、我儘可仕と相計ひ候処、奥方邪魔ニ成存分之通難取斗ニ付、大炊頭者兼不存儀を及離縁候之由

ここで注目すべきは、今回の離婚の根本原因として継政の不行跡とそれに端を発する夫婦不和を認めつつも、より直接的には家老らの画策を主因とみなし、離縁という事態は継政本人さえも「兼不存知儀」であつたという点であろう。いかに風評であるとしても、幕府もこれを無視するわけにはいかなかつた。

幕府が注視したのは基本的に、①池田一族中への事前の相談の有無、②相手方である伊達家に対する事前の評議、あるいは申し入れの有無、③幕府関係者への相談の有無、という三点にあつた。まず十一日の段階では、伊達家への使者を勤めた一族の牧野成熙(旗本、西丸留守居)と池田政相(旗本、御先鉄砲頭)が若年寄本多忠統から呼び出され、①・②について尋問を受けた。両名は①については、「二類共出会相談仕候」と返答し、岡山池田家の分家である池田政倚(鴨方藩主)他、同族の旗本数名をあげながら一族同意であることを証言したが、②については弁明できる余地はなかつた。また幕府は池田家と縁戚関係にあつた老中本多忠良、若年寄西尾忠尚の両名にも、側衆加納久通をもって事前相談の有無について確認を行っている。この二人に対する池田家からの一件報告もまた幕府への届出当日であり、両者はともに「先達而御相談者不申越」と返答したのであつた。ついで幕府の尋問は、分家の鴨方藩主池田政倚に及ぶが、これに先立ち、岡山藩は本多忠良から次のような忠告を受けた。

此度之御離縁、曾而大炊頭様御存知無之御家来之取斗亦離縁と申様ニ御唱承居申候、依之一家江致相談候哉と申事御尋出申候、明朝内匠頭(池田政倚)様御出之節も一家中江御相談有之哉、第一其元江御相談有之哉と相尋可被申候、

(中略) 御返答はつきりと最初御相談被成候と申儀、分明可被仰候

つまり分家として最も近い立場にある政倚の証言の重要性を強調し、一族合意の旨を明確に返答すべきことを示唆したのである。この時期、熟談を窺わせる史料は管見の限りでは検証できず、⁽⁹⁾ 忠良が敢えてこのような忠告をしていることを考え合わせると、どうやらその実情は「一族熟談」というにはほど遠いものであったと推測できよう。

さて実際の尋問の場においては、この「一家中江御相談」の問題の他に、利根姫への扱いの問題と伊達家への対応の十分さを指摘されることになる。利根姫の件については、挨拶遠慮の申し出が離縁の届書と一緒に記載されていること、及びあらかじめ老中へ伺わなかったという点が問題視されており、既に大名家に嫁した姫君とはいえ將軍の養女である利根姫への配慮不足が「不調法」であり、「不首尾」とみなされたのであった。⁽¹⁰⁾

このような尋問の結果、十月十六日、幕府及び伊達家への使者を勤めた三人の旗本が若年寄から申し渡された内容は、以下の通りであった。

此度松平陸奥守娘を松平大炊頭離縁之使、陸奥守方江者越前守(牧野成熙)・数馬(池田政相)罷越、月番江者主馬(池田政倫)参候、妻離別一通之儀者其通りニ候得共、右離縁之儀陸奥守方江先達而不申談候由、其方共承候上者、両家共重キ家之儀、殊更茂重郎実母之事ニも候得者、陸奥守方江先内談も有之可然段、可申達儀ニ候、且又月番江之届者双方離縁之申合も相済有之候者、一通り之届ニ而も相済候得共、左も無之処、届捨之様ニ仕候段茂如何ニ候、其上陸奥守所江 利根姫君様被為入候御事ニ付而者、大炊頭父子 御守殿江伺御機嫌ニ罷出度由、願ニ仍而其通ニ候処、此度之仕合ニ付而者父子共 御守殿江罷出候儀、相止候由をも相届候、ケ様之儀も有之候得者、離縁以前ニ月番迄内意者可申達事ニ候処、無其儀候、右段々之品ニ候得者、使勤候儀、龜忽事ニ候、此旨相達候様、年寄衆被申候

ここで三人の落度とされたのは、①伊達家への事前協議がないのを承知の上で使者を勤めたこと、②双方の相談すら

ない件を「届捨」のように扱ったこと、③將軍養女である利根姫の件について事前の対応を怠ったこと、の三点であった。使者を勤めた旗本に対するこの申渡しは、幕臣のとしての振舞いの軽率さをとがめたものであるが、この間の経緯をみれば明らかのように、これは実質的に岡山藩の対応の不備と道義的責任を問うものに他ならない。従って継政自身も、幕府に対して遠慮伺いを出さざるを得ない状況に追い込まれることになるのである。

結果的には、「被差扣ニハ不及」とあるように継政に対する具体的処分はなかったものの、改めて「前以一通り被申聞候而之上之事ニも可有之儀ニ存候」として内談の欠如を指摘されている。同時に「妻女離縁ニ付而差扣相伺申抔と申儀者前代未聞之儀」とあるように、差扣伺いの提出そのものが異例の事態とみなされ、この件は池田家にとって法的レベルとは次元の異なる不名誉な問題として認識されることとなったのである。

離縁は基本的に当事者間の問題であり、幕府からの直接の介入はここまでである。が、池田家側が離婚理由を明らかにせず明言を避けたことは、継政及び岡山藩の内情に対する噂を増幅させることになった。縁戚の一人西尾忠尚に対し、岡山藩の江戸留守居役大久保岡右衛門が打ち明けたところによると、池田家ではどうやら和子の行状に不審を抱いていたものと推測される⁽¹¹⁾。池田家の言い分によれば、和子には「切害」されても当然の理由があったが、伊達家あるいは幕府への配慮から敢えて表沙汰にせず、「大炊頭一分之恥辱を不顧、無事ニ相濟候様ニ」離婚という穏便な計らいにとどめたのだという。そしてこの池田家側の言い分は内々の形で幕閣へ伝えられると同時に、その後の幕藩間交渉の過程で、離婚という行為もそれに伴う不名誉な噂も、偏に幕府を重視すればこそ事を荒立てずに甘受したのだという理屈が導き出され、強調されることにもなっていくのである。

ただし当時の岡山藩内の問題として看過できないのは、両者の主張にかいま見られる藩内の摩擦であろう。伊達家側が、岡山藩の家老の間に嫡子宗政を「押込」「毒飼」して継政の実弟政純を擁立しようという陰謀があるとして家老らを

弾劾する一方、国元の家老らは、和子の不行跡に対して継政に「奥方を切害仕候様」という強硬な処分を求めたという。このような状況からすれば、国元では家老を中心として政純に対する期待があり、それが嫡子宗政の立場を脅すほどのものではないにしても、実母和子を中心とした勢力との対立を招いた可能性は十分に考えられよう。⁽¹²⁾

さてこの離縁をめぐる噂は、西尾らの尽力もあって年末頃には一応鎮静化した模様である。しかし離縁の一件は、藩主継政の病弱ともあいまって、その後藩主の立場にかかわる問題の上に、間接的ながら微妙な影響を及ぼすことになる。以下、その具体的な問題についてみていきたい。

二、老中招請問題

和子との離婚成立後、継政は病気を理由に相変らず大崎の下屋敷での生活を続けていた。西尾忠尚はそのような状況を氣遣い、「唯今之通、御下屋敷ニ御引込被成御座候而者御大名之御備之處埒明不申候、殊ニ諸国共御暇被下候御大名、在国在村ニ而御備御肝要」として、現在の状況が大名としての任務放棄と受け取られ兼ねないことを警告している。⁽¹³⁾ ことに元文二年は本来帰国の年であったが、継政は病気を理由に江戸滞府の許可を受けて大崎下屋敷に引きこもっており、今回の離婚一件はそのさなかの出来事であった。のみならず継政にはこれ以前にも時折病気を理由とした公務の断わりが見受けられ、⁽¹⁴⁾ 隠居問題も取沙汰されるようになっていたのである。しかし、隠居を前提に公務の場である上屋敷にも戻らず、重ねて帰国を見送るような事態に至れば、「御国替之御沙汰」も決してありえないことなく、西尾はそのような懸念を表明しながら、継政の上屋敷への早急な帰館を促した。特にこの時期は將軍吉宗の孫（家治）の誕生祝儀のため、諸大名は慣例としてそれぞれ老中招請を行うことになっており、その手続きを進めるためにもまず継政本人が上屋

敷に戻ることに肝要だったのである。

継政の上屋敷帰館は一応翌元文三年（一七三二）三月十六日に実現する。が、四月の「参勤御礼」も結局名代で済ませるなど継政本人の出勤がないまま七月を迎え、招請問題もこれ以上先延ばしできない時期となった。¹⁵既に島津家は春に招請を済ませ、前田・浅野・佐竹の諸大名家も招請日が決定し、近日中に藤堂・山内両家の日取りも確定するという状況の中で、岡山藩は本多忠良に助言を仰いでいる。この時岡山藩では、島津継豊が病気を理由に名代として嫡子宗信を立てて招請を済ませている前例に鑑み、代理招請の可否を打診した。しかし継豊の場合は將軍養女竹姫の婿という立場にあり、「諸事御格段」という特例であった。従って初めからの名代は認められないところであり、忠良は何より継政本人による「病後御礼」の出仕が先決であると忠告したのである。

その助言を受けて九月朔日、継政は「病後御礼」のために出仕し、四日に招請伺いを提出し、ようやく同月二十七日が招請日との決定を受けた。しかしこの間の事情からみて宗政の名代は必至であり、そのこと自体は忠良も了承済みであった。ただし名代の件は、敢えて招請間際まで正式な申し入れを控え、当日「今日自身相勤申積りニ罷在候処、先刻ち散々持病眩暈不相勝身動茂仕兼候躰、依之乍迷惑名代茂重郎差出シ申度」として、宗政に代行させたのであった。

この老中招請問題については、離婚による直接的影響は窺えないだろう。しかし問題は継政がほとんど政治の表舞台から遠ざかっていることであり、このことは隠居の可能性を意識させると同時に、公務の不履行がまた離縁の際に取沙汰された不行跡、あるいは家中の混乱といった「噂」の再燃にも微妙な影を落とすところだったのである。

三、任官問題

当時岡山藩が抱えていた問題の一つは、継政の昇進であった。官位の上下は諸大名にとって家格にかかわるものとして認識され、大名間の序列として無視できぬところであった。⁽¹⁶⁾岡山藩では元文三年（一七三三）、老中招請をめぐる折衝と並行して交渉を開始し、松平乗邑・松平信祝・本多忠良の三人の老中、及び若年寄西尾忠尚、側衆の加納久通・小笠原政登に対して、先代までの池田家当主の昇進例を提示すると共に、継政の少将昇進実現への助力を依頼した。これに対して、西尾は昇進の実現について五分五分という見通しを伝えている。その主たる理由は、二年前の昇進願が「未御四十二も御足り不被成」として却下された以上、三十九歳での昇進は困難だという点にあった。また昇進によって、岡山藩が離婚による不評を一掃しようとしていたことについても、むしろ今年の昇進は、「去年方之儀をも従御上御洗濯マツを被成遂候筋ニ罷成候、左候得者芝（＝伊達家）江ハ甚当り申候」としているように、幕府が岡山藩の立場を支持したように受け取られ、かえって伊達家を刺激しかねないことを指摘したのである。ただし藩としては、この年が継政の家督相続から二十五年目にあたり、ちょうど先代の綱政の少将昇進の時期と符合するところから昇進にかけける期待は大きかった。岡山藩では鳥取藩池田家との釣合を強調しながら、親の代には両藩主の少将昇進が一年違いであったのに引き換え、鳥取藩の吉泰が正徳五年（一七一五）二十九歳の時、家督後十六年目で少将任命を果たしたにもかかわらず、継政が三十九歳に至っても昇進がないことを訴えたのである。しかし將軍からは、鳥取藩の吉泰の少将昇進は前將軍家継時代の計らいであり、それも「御詮議足り不申」結果であつて先例たりえないと一蹴される。と同時に「御三家庶流者各別、其外者其身之年齢ニ而仰付候事」（池田家の場合は五十歳）との原則を突きつけられ、結局は諦めざるをえなくなるのである。

昇進運動は、その後も継政の在府にあわせて元文五年、寛保二年、延享元年と隔年で繰り返されるが、岡山藩が新た

に注目するようになったのは、ほぼ同じ頃に家督を相続して、継政同様に少将昇進を目指す秋田藩主佐竹義峯であった。もともと義峯は継政より十歳年長であったが、襲封は継政より一年ほど遅く、従四位下侍従叙任も半年遅れていた。従つて岡山藩では少しでも先行すべき目標として、最悪でも同時昇進の相手として、義峯を意識することになるのである。西尾忠尚は老中松平乗邑に「佐竹者家督者余程遅ク官位者遅ク候処、是を被仰付大炊頭殿を不被仰付候而者、大炊頭殿一分相濟兼候儀ニ候」として岡山藩の主張を代弁しているが、結果的には元文五年段階では双方とも昇進がないままに終わる。この時小笠原政登は、継政の昇進が見送られたのは、あくまで「兎角五十御定之処方之儀ニ而」という幕府の方針によるものであつて、「殊更御離縁事之埒ニ付而御延引ニ而無之」とあるように離縁問題とは無関係であることを強調した。しかし昇進が認められれば離縁にまつわる噂や「虚名之人口」を払拭できると考えていた岡山藩にとって、進捗しない昇進問題は⁽¹⁷⁾何ともどかしいものだったのである。

結局両者の昇進が実現するのは延享元年(一七四四)であり、継政は四十五歳、佐竹義峯は五十五歳であつた。この年は比較的早い時期から義峯昇進の「風聞」があつた上に、「大炊頭殿御不快ニ而久々御出勤も無之儀と五十二御足り無之儀と、佐竹殿ハ度々出勤、殊ニ五十余ニ候得者、定而当暮ニ而茂可有之哉」とされているように、義峯昇進の可能性に引き換え、継政には悲観的な材料しかなかつた。そのような中で繰り返されたのは「佐竹様者大炊頭方御後官ニ而御座候処、若先立被成候而者彼御離縁砌之虚名実儀故、先官相残り候と相唱可申候」という訴えと、離婚段階のさまざま「虚名」に甘んじたのも、偏に幕府への配慮からであつたという釈明である。この段階の岡山藩は何とか「佐竹様と喰違申儀」だけは回避すべく、新たに老中に就任した酒井忠恭をも含め、幕閣らへの嘆願を頻繁に繰り返している。その効果のほどは定かではないものの、結果的にこの件は同時昇進という形で解決をみたのであつた。⁽¹⁸⁾

なお、昇進決定後、岡山藩では離婚前の元文元年段階の昇進願について、次のような経緯を聞かされている。

十ヶ年以前、大炊頭様御事を松平陸奥守(伊達宗政)様奥様御城御老御女中江段々御通達ニ而御頼之儀、及上聞、殊外御機嫌損、重キ儀を表向御願者各別御内縁ニ而仰達候儀有之間敷儀と申御事ニ而候

要は利根姫ルートで昇進を嘆願したことが吉宗の立腹を招き、かえって昇進の障害となったというのである。岡山藩はこの噂も伊達家による誹謗だとして真っ向から否定しているが、鳥取藩池田家との釣合を強く意識し、以前から昇進へ執着していたことから考えると、その可能性もあながち否定できぬところかも知れない。

四、隠居問題

岡山藩が昇進問題に固執した背景には、継政の隠居の問題が絡んでいた。この頃の継政は徐々に政務から遠ざかるとともに、とくに離婚後は事ある毎に隠居を匂わせていた。しかし少将昇進前の隠居は「代々之家格違」になるばかりでなく、藩政の混乱を招く恐れもあり、藩としては昇進前の隠居だけは何としても阻止しなければならなかったのである。すなわち伊達家の外孫である宗政の家督相続は、伊達家との復縁のみならず、当時反対勢力とみなされていた国元の栄光院(継政・政純兄弟の実母)をはじめ、池田政純・日置猪右衛門兄弟、さらには有力家臣の排除・処罰に結び付く可能性も否めず、そうなれば「大変出来」は必至であった。勿論岡山藩が本多忠良に対してその懸念を訴えた本意は、一日も早い少将昇進への助力を願うところに力点があったのだが、しかしこの時期には、再び離縁の経緯——特に江戸表と国元家老との対立——が取沙汰されるなど、¹⁹⁾単なる昇進願のための口実、あるいは杞憂だけでは済まされない現実もあり、藩にとって代替り問題は深刻な事態として受け止められていた。

一方西尾忠尚は、この継政の隠居問題について「大炊頭殿尤近年御病身ニハ候得共、(中略)公儀向御病人とハ不相立

候、然処未五十ニも御成無之御年齢ニ而御隠居トハ難被仰候、是非御隠居と思召候者一年も丸ニ御引込、其上之儀ならてハ相極止申間敷候」とあるように、現状では病氣隠居の申し立てが困難であり、ましてや継政の次男政喬の誕生(元文三年)も、隠居願にそぐわぬものであることを指摘したのであった。⁽²⁰⁾ しかも元文四年(二七四三)は、尾張藩主徳川宗春が蟄居・謹慎処分を受けた年でもあった。従って病氣を理由とした公務の不履行と離縁にまつわる不行跡の噂が問題視されれば、隠居だけでは済まされない場合もありうるわけで、「当時者尾張殿ニ而御考可被成候、御三家といへとも御容赦者無之」という警告も当然であった。のみならず、一方に「松平相模守(池田宗泰)様、今以御国替之儀御斗略相止不申候、若殿様御代ニ成候得者御大望成就可仕との御下心ニ而仙台方被仰立候事、御後おしを被成候由」とあるように、鳥取池田家では岡山・鳥取間の同族同士の国替えを目論み、伊達家の立場を支持しながら代替りの期を窺っているとの風聞⁽²¹⁾もあり、この時点での継政の隠居には不安材料がつきまといっていたのである。

しかし当時の継政の隠居願望は強く、特に寛保三年(一七四三)には、家老をはじめ一族の強力な説得で辛うじて帰国を果たすという状況にまで至っていた。その意味では、延享元年の昇進問題は、佐竹義峯との釣合のみならず、正しく藩政の混乱を回避するためにも是非とも実現させねばならない課題であったといえよう。もつとも結果からすれば昇進後の継政は、すぐには隠居せず、宝暦二年(一七五二)、五十一歳の時まで藩主の座にあつた。⁽²²⁾ その理由は不明だが、一つにはなお伊達家からの干渉を警戒する向きがあり、⁽²³⁾ 継政自身もさまざまな風聞の中で和解を拒否していたことからすれば、伊達家との関係も継政を当主の座に留まらせた一因であつたとみてよいだろう。

むすびにかえて

以上池田継政の離縁、およびそれ以降の幕藩間の諸件との関係を追ってみた。離縁そのものに関する限り、幕府の介在はその手続きと配慮不足への不備を指摘したにとどまったが、結果的に藩主の「差扣伺い」という事態に立ち至ったことは、むしろ岡山藩側にとって大きな問題を残すこととなっている。特に藩主の健康上の理由による公務の不履行は、離婚当時の「噂」を払拭するどころか増幅させる結果となっており、そのような中での上進問題、隠居の可能性と藩政内部の不安要素などに対応していかねばならなかった岡山藩にとっては、必要以上にこの離縁の影響を意識せざるをえなかったと言えよう。ただしその反面、昇進嘆願の依頼などに際しては、「離縁」問題をも幕府への配慮であったことを強調しつつ、自らの主張を正当化する材料としていったことも事実であった。

さて、伊達家との関係について、岡山藩側はあくまで義絶に固執しており、⁽²⁴⁾ 継政自ら宗政に対して和談を受け入れぬよう書置いたり、幕閣に対しても和談の取り持ち無用の覚書を送っている。一方伊達家からは、特に継政隠居後は時折和談の申し入れもあつたようだが⁽²⁵⁾、⁽²⁶⁾ 両者の関係が正式に復活するのは天明四年（一七八四）段階であつた。

なお小稿で扱った史料は、当時の書付や覚書の写しを含むものの、基本的には延享年間に岡山藩士が編纂した一件史料である。その意味では史料的限界は免れず、特に藩政との関わりについては検討の余地を残すものであると言えよう。従つて岡山藩政全体の中で離縁一件が如何なる意味をもつたのかについては、なお他史料によつて補いながら政治的な意味、あるいは大名「家」の問題を考えるべきところだが、この点については今後の課題としておきたい。

注

- (1) 元和元年「武家諸法度」第八條
- (2) 脇田修氏は、比較的武家女性の離婚が多かったことを指摘されながらも、大名家の場合、離縁といっても実際は婚約解消の場合が少なからずあることにも言及され、比率からすれば低率であることを示されている（『日本女性史 第三卷近世』、東大出版会、一九八二年）。また大名離婚に関する全般的な数量分析に基づく網羅的研究はまだなされていないのが現状である。
- (3) 池田家系譜 本系一（岡山大学附属図書館蔵池田家文庫）。以下特に断らない限りはいずれも池田家文庫の史料である。なお部分的に『池田家文庫藩政史料マイク版集成』を利用した。
- (4) 「御秘録」「御離縁ニ付御大乱之一件並ニ御家格極秘御用」（以下「御家格極秘御用」と略す）など。なお「御秘録」の奥書によると、これは延享二年（一七四五）八月に岡山藩の江戸留守居役大久保岡右衛門が継政の嫡子宗政に対して、離婚の経緯を記載して提出したものの控えであるという。内容的には両者はほとんど重複しているが、前者は昇進問題についての記載は、とくに元文五年以降簡略化されている。
- (5) 御秘録。以下、第一章は特に記載のない限りいずれも「御秘録」からの引用であり、第二章以下は「御家格極秘御用」からのものである。
- (6) 『徳川諸家系譜』第一卷 六三三頁
- (7) 伊達家通告の日付は伊達家側の史料からも確認できる（『伊達家文書』第七卷、二五八五号）。
- (8) 具体的には、山内豊清、池田長興、池田頼教、池田政倫ら池田家庶流、および縁戚関係にある旗本の名をあげている。ただし鳥取藩池田宗泰の名はなく、鳥取系の池田家分流にあたる旗本も上げられていない。
- (9) 日次記抜書。離縁などにおける一族熟談の原則は、しばしば指摘されるところである（『日本家族史』一五五頁、梓出版社、一九八九年）。
- (10) 泉正人氏はこの頃の岡山藩が、利根姫に関する儀礼的問題について逐一幕府に問い合わせていることを指摘されている（『岡山藩「公儀江御届留」の書誌的考察』、『史観』一一九号、一九九三年）。
- (11) 大久保岡右衛門の言葉によれば、元文元年ころ「大炊頭夢ニ茂不存ニ奥方懐妊仕候」（『御家格極秘御用』元文二年十月十八日条）とあり、まもなく流産したという（同元文五年三月覚書）。
- (12) 嫡子宗政にとって、元文二年という時期は、将軍への目見えを済ませ、黒田家との縁戚関係を結ぶなど、その地位を固めつつあった段階である。

- (13) 御離縁関係文書。藩主が江戸の上屋敷を離れる時には、幕府への届出が必要であった。
- (14) 御公儀江御届留
- (15) 『池田家履歴略記』元文三年条
- (16) 武家官位については、堀新「近世武家官位の成立と展開」(『新しい近世史』第一巻所収、新人物往来社、一九九六年)、同「岡山藩と武家官位」(『史観』二二三号、一九九五年)、藤井讓治「日本近世社会における武家官位」(『国家』、一九八九年)などの研究参照。なお池田家の昇進問題については堀氏の論考に詳しい。
- (17) 近年江戸表之事御覚書 元文四年
- (18) なお岡山藩は、前年に公儀御手伝いとして関東の河川普請を担当した。直接昇進との関係を示す史料はないが、これも奉公のひとつとして昇進実現の実績とみなされた可能性はあるかも知れない。
- (19) 老中本多忠良の耳には、宗政廢嫡と政純擁立を画策しているとの噂(高家堀川広益の情報)が伝えられ、また側衆小笠原政登の下にも継政の乱行の風聞があることが伝えられている。
- (20) 近年江戸御表之事御覚書「大久保覚」。寛永年間、岡山藩主池田忠雄の死去により、その子光仲の幼少を理由に当時の鳥取藩主池田光政との間で同族間の国替えがなされたことがあった。その可能性はともかくも、この前例が意識されたものであろう。
- (21) 離縁関係文書
- (22) 幕府が、幕臣に対して隠居を認めていたのは四十歳以上であり、なおかつ嫡子が十七歳以上が原則であったという(『日本家族史』一四八頁)。
- (23) 離縁関係文書。延享二年七月の覚書の中で大久保岡右衛門はこの問題を「池田之御家御大乱」としている。
- (24) 若殿様江被進置候御直筆御書付写
- (25) 伊達遠江守様被成方ニ付御取計之趣一件
- (26) 継政は安永五年(一七七六)、宗政はこれより早く明和元年(一七六四)に死去、また伊達吉村(一七五一)・宗村(一七五六)父子、及び和子(一七四二)も既に他界している。なお、両家の和解にあたっては鳥取藩池田宗泰夫人(桂香院)の強力な働きかけがあったという(『鳥取藩史』第一巻一六〇頁)。

〔附記〕 史料の閲覧にあたり岡山大学附属図書館及び早稲田大学中央図書館マイクロ史料室に大変お世話になった。あらためて謝意を表したい。